

ロシア連邦
連邦法
1998年3月26日付第41-FZ号

貴金属および貴石について

(1999年3月31日付ロシア連邦法第66-FZ号、2002年1月10日付同第5-FZ号、2003年1月10日付同第15-FZ号、2004年11月2日付同第127-FZ号、2005年5月9日付同第45-FZ号、2005年7月18日付同第90-FZ号、2007年7月24日付同第214-FZ号、2010年12月8日付同第336-FZ号、2011年7月19日付同第248-FZ号、2011年11月21日付同第327-FZ号、2015年5月2日付同第111-FZ号、2016年7月3日付同第288-FZ号、2017年7月18日付同第176-FZ号、2018年5月23日付同第121-FZ号、2019年5月1日付同第80-FZ号、2019年6月6日付同第124-FZ号、2019年7月26日付同第249-FZ号、2019年8月2日付同第282-FZ号、2019年12月2日付同第414-FZ号、2020年4月24日付同第138-FZ号、2020年6月23日付同第188-FZ号、2021年6月11日付同第170-FZ号、2022年6月28日付同第205-FZ号、2022年12月29日付同第607-FZ号の文言による)

(抜粋)

第I章 総則

第1条 定義

本連邦法では以下の定義を使用する：

貴金属—金、銀、プラチナおよびプラチナ族金属（パラジウム、イリジウム、ロジウム、ルテニウム、オスミウム）。貴金属は、天然もしくは精錬された形状を含むあらゆる状態において、ならびに原料、合金、半製品、工業製品、化学化合物、宝飾品およびその他の製品、硬貨、スクラップ、生産および消費の廃棄物の中において存在しうるものである；

貴石—原石（天然）および処理済みの形状における天然のダイヤモンド、エメラルド、ルビー、サファイア、アレキサンドライト、ならびに天然パール。希少な琥珀生成物も、ロシア連邦政府が定める方法に則り貴石と同等とする。貴石の特性（性質）を有する人工由来の材料は、貴石ではない；

財—貴金属および（または）貴石；

貴金属の採掘—初生（鉱石）鉱床、砂礫鉱床、技術生成鉱床からの貴金属の抽出と、それに伴う貴金属を含有する濃縮物およびその他の半製品の生成；

貴石の採掘—初生鉱床、砂礫鉱床、技術生成鉱床からの貴石の抽出、ならびに貴石の選別、一次分類、および一次評価；

貴石の選別および一次分類—抽出された鉱物原料からの、標準サンプルコレクションおよび分類一覧表に基づく貴石の分離、ならびに世界市場で採用されているものに適合する個々の等級へのこれらの分類を可能とする、精錬プロセスの最終段階；

貴石の一次評価—貴金属および貴石の生産、加工、流通分野における国家政策立案と法規上の規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関（以下、「全権連邦執行権力機関」）が策定し承認する貴石の価格表に基づき、世界市場における同等の鉱物原料の等級評価に使用されている価格を踏まえたうえで同機関が定める方法に則って貴石の評価を行う技術的精錬プロセスの最終段階；

貴金属の生産—貴金属を含有する採掘済みの複合鉱石、濃縮物、およびその他の半製品、ならびに貴金属

を含有するスクラップ、廃棄物からの貴金属の抽出；貴金属の精錬；

貴金属の精錬—ロシア連邦政府により承認されたリストに含まれている専門組織（以下、「精錬組織」）が遂行する事業であって、抽出した貴金属から不純物および随伴化学元素を除去し、貴金属の含有率を以下の水準まで引き上げる事業；

精錬済みの金の場合、貴金属合金の重量比 1,000 当りに占める化学的純度の高い貴金属の重量比が 995 以上；

精錬済みの銀、プラチナ、パラジウム、ロジウム、ルテニウム、オスミウムの場合、貴金属合金の重量比 1,000 当りに占める化学的純度の高い貴金属の重量比が 999 以上；

精錬済みのイリジウムの場合、貴金属合金の重量比 1,000 当りに占める化学的純度の高い貴金属の重量比が 998 以上；

貴石の回収—使用済みまたはその他の理由によって使用停止となった工具およびその他の産業用製品、ならびに貴石を含有する廃棄物からの貴石の抽出と、それに続く、貴石の技術要件または分類一覧表に適合する品質へのフィニッシング（精製）；

貴金属および貴石の利用—産業、学術、および社会・文化的な目的における貴金属および貴石の利用；

特別登録—貴金属および貴石を扱う取引を行う法人、個人事業主、宝石アーティストの登録簿の備え付けであって、当該登録簿への前記の法人、個人事業主、宝石アーティストの登録に対する登録手数料の徴収を前提としないもの；

貴金属および貴石を扱う取引；

抵当への差し入れおよび受け入れをはじめとする、貴金属および貴石に対する所有権およびその他の財産権の移転において行われる行為（貴金属および貴石の流通）；

貴金属の採掘、生産、貴石の採掘とそれに続く処理（加工）、ならびに貴金属および貴石の利用に際する、あらゆる物質および材料における貴金属および貴石の物理的状態または含有率の変更；

貴金属および貴石、ならびにこれらで作られた製品の保管場所、基金および備蓄への輸送、ならびに貴金属および貴石の保管および展示をはじめとする、貴金属および貴石、ならびにこれらで作られた製品の移動；

貴金属および貴石、ならびにこれらで作られた製品のロシア連邦への搬入、ならびにロシア連邦からのこれらの搬出；

貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品—各種装飾処理の使用、貴石、その他の天然もしくは人工由来の材料の埋め込みを伴うか、またはこれらを伴わないものをはじめとする、貴金属およびその合金で作られ、ロシア連邦政府が定める最低限の品位以上の品位を有する製品であるが、ただし、発行済みの硬貨、およびロシア連邦の法令に則り規定が定められている国家褒賞を含まない製品（以下、「貴金属製の宝飾品ならびにその他の品」）、あるいは、各種装飾処理の使用、貴石の埋め込みを伴う、天然もしくは人工由来の材料で作られた製品；

マーク—法人、個人事業主、または宝石アーティストか、もしくはこれらの者の要請に基づき、貴金属の生産、利用、流通、貴石の利用、流通に対する国家監督（監査）に係る機能であって、ただしユーラシア経済連合に加盟していない国からのロシア連邦への貴石の搬入、ならびにユーラシア経済連合に加盟していない国へのロシア連邦からの貴石の搬出にあたっての監督に係る機能を除く機能を遂行する連邦執行権力機関（以下、「国家監督〔監査〕に係る機能を遂行する連邦執行権力機関」）が、これらの者が製造した貴金属製の宝飾品ならびにその他の製品に対し押印する製造者の印であって、製品の製造者に関する情報を暗号化した形式で含む印；

品位—貴金属合金の重量比 1,000 当りに占める化学的純度の高い貴金属の重量比率；

国家品位刻印—国家監督（監査）に係る機能を遂行する連邦執行権力機関が貴金属製の宝飾品ならびにその他の製品に対し押印し、その品位を証明する所定の様式の印；

刻印—貴金属製の宝飾品ならびにその他の製品への、国家品位刻印の打刻；

テスト—貴金属製の宝飾品ならびにその他の製品の品位の特定または確認；

分析—当該製品の破壊を前提とした方法を使用したものをはじめとする、製品の材料である金属およびその合金の化学組成の特定；

貴金属のスクラップおよび廃棄物—貴金属を含有しており、利用された結果、および（または）生産工程において生じた修復不可能な不良の影響によりその消費特性および（または）機能特性を喪失した半製品、工業製品、宝飾品ならびにその他の製品、ならびに貴金属、および貴金属の抽出に使用され、その生産の過程において生成された、貴金属を含有する材料および製品、貴金属を含有するスクラップおよび生産の廃棄物；

貴金属のスクラップおよび廃棄物の処理（加工）—生産物（製品）もしくは生産物（製品）の一部からの貴金属を含有する組付部品の分離、貴金属のスクラップおよび廃棄物の選別および選定をはじめ、冶金産業における中間生産物の取得とその後続く精錬を目的とした、機械的、および（または）化学的、および（または）冶金的なプロセスを使用した貴金属のスクラップおよび廃棄物からの貴金属の抽出であって、本連邦法に定めのある場合を除くもの；

貴金属、貴石、およびこれらの製品の流通のあらゆる段階におけるこれらの流通監督分野における国家統合情報システム（以下、「GIIS DMDK」）—貴金属、貴石、およびこれらの製品の原産地および流通に関する情報の取得、処理、保管、提供、ならびに特別登録、および税務機関、税関機関、およびロシア連邦政府が定めるその他の連邦執行権力機関、内務機関、捜査機関の国家情報システム、ロシア連邦中央銀行情報システムとの連携の組織化を目的とした連邦国家情報システム；

貴金属、貴石の識別手段—貴金属、貴石、ならびにこれらの製品の流通時におけるトレーサビリティ（登録）の確保を目的として、バーコード形式もしくはその他の自動識別手段（技術）を使用して示される機械判読可能な非反復的な記号の配列；

貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品、当該製品のスクラップの、自然人からの買い取り—当該の自然人が所有権をもとに所有している貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品、当該製品のスクラップ、投資用貴金属、カット済み貴石の埋め込み品、認証取得済みのカット済み貴石の、個人事業主ではない自然人からの売買契約に基づく取得であって、これには貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品（貴金属からの、カット済み貴石の埋め込み品および非貴金属材料の分離）により得られたものの取得を含む；

貴金属および貴金属を含有する生産物（製品）のスクラップおよび廃棄物の調達—当該の自然人が所有権をもとに所有しており、消費の過程で生成される貴金属および貴金属を含有する生産物（製品）のスクラップおよび廃棄物の、個人事業主ではない自然人からの売買契約に基づく取得であるが、ただし、貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品、当該製品のスクラップ、ならびに貴石および精錬済み貴金属を除外したもの；

貴石の処理—貴石の物理的特性（形状、色、品質）の変更を目的とした、貴石に対する機械的、物理的、化学的もしくはその他の作用。貴石の処理には、各種の目的における貴石による半製品および製品の生産、ならびに貴石の品質改良を含むものとする；

貴石の品質改良—コーティング、ヒビの充填、加熱、照射、その他の物理的もしくは化学的作用の使用による、貴石の外見および品質・色の上での特性の変更を目的とした貴石の処理；

貴石の廃棄物—貴石の採掘、処理、貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品、工業製品の製造および使用時に生じた、寸法 2mm 未満（あらゆる形状の天然ダイヤモンドを除く）の貴石の切片、破片の形状による貴石の残滓；

部分的な処理を施された天然ダイヤモンド—一つないし複数の処理段階を経た、粉碎された、割れた、回収された天然ダイヤモンド、ならびに天然ダイヤモンドの処理、貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品、工業製品の製造および使用時に生じた、切片、破片の形状による天然ダイヤモンドの残滓であって、全権連邦執行権力機関が承認する部分的な処理を施された天然ダイヤモンドの分類一覧表に則りその特性が決定される残滓；

貴石の再選別および評定一分類特性に基づく貴石の分別、ならびに全権連邦執行権力機関が貴石の選別と一次分類を目的として承認した標準サンプルコレクションと未処理貴石の分類一覧表、全権連邦執行権力機関が承認した部分的な処理を施された天然ダイヤモンドの分類一覧表、または貴石の分類特性を定める規格文書を根拠とした、貴石への分類特性の付与に係る技術プロセス；

投資用貴金属－自然人が個人的利用を目的とし、工業目的での使用を意図せずを取得したもので、2015年6月29日付連邦法第162-FZ号「ロシア連邦における標準化について」に則り適用されるロシア連邦国家規格の規定、ならびにロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行との合意のもとに定める投資用貴金属に対する要件に適合している鑄塊状の精錬された金、銀、プラチナ、パラジウム；

宝石アーティスト－専門技術に基づき独自の創作活動を遂行し、貴金属および（または）貴石製の宝飾品ならびにその他の製品を製造し、本連邦法第10条第6項に定めのある方法に則り宝石アーティストの地位を得た自然人。

第2条 貴金属および貴石に対する所有権

1. 貴金属および貴石を含有する地下資源鉱区の占有、利用および処分に関する事項は、ロシア連邦およびロシア連邦構成主体との共同管轄に属する。

ロシア連邦とロシア連邦構成主体の間における、前記の対象に対する所有権の境界設定は、ロシア連邦憲法、ロシア連邦法「地下資源について」、本連邦法、地下資源利用問題を規制するその他の連邦法に則りこれを実施する。

2. ロシア連邦は、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の大陸棚に関する法令、ロシア連邦の地下資源に関する法令、本連邦法、ロシア連邦の国際条約、ならびに一般に認められている国際法の原則および規範に則り、貴金属および貴石を含有するロシア連邦大陸棚地下資源鉱区に対する主権の権利を有し、管轄権を行使する。

3. 本連邦法第4条に記載のある貴金属および貴石の採掘主体は、ロシア連邦の地下資源に関する法令に則り発給された貴金属および貴石の採掘ライセンスを根拠として、貴金属および貴石を含有する地下資源鉱区を取得することができる。

4. 地下資源中から採掘された貴金属および貴石は、貴金属および貴石の採掘時に合法的に取得された他の生産物および収入と同様に、これらの採掘に係るライセンス、ならびに当該の主体の参加のもとに締結された、連邦の需要の充足を目的とした生産物供給契約をはじめとする供給契約、およびロシア連邦の国際条約に別段の定めがない限り、貴金属および貴石の採掘主体の所有物である。

違法に採掘された貴金属および貴石の所有者は、ロシア連邦である。

5. 規格に適合した形状の精錬済み貴金属、ならびに地下資源中から採掘され選別された形状の貴石は、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体による販売にあたり、当該会計年度または翌会計年度における当該の貴金属および貴石の買い付けに係る提案（買い付け提案）の送付をもって、以下の者に対し、流通に乗る前に優先的に提供される：

全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関であって、貴金属および貴石の利用および流通、ならびにロシア連邦貴金属・貴石国家基金の形成分野における機能を遂行する国家機関（以下、「全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関」）が、ロシア連邦貴金属・貴石基金の補填を目的とする場合；

当該の貴金属および貴石が採掘されたロシア連邦構成主体の全権執行権力機関が、しかるべきロシア連邦構成主体貴金属・貴石基金の補填とする場合であって、前記の基金が当該の貴金属および貴石の採掘日の時点ですでにロシア連邦構成主体の域内に設置されていた場合。

翌会計年度分の買い付け提案は、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体が当該年の12月31日より前までに送付する。

当該会計年度または翌会計年度分の買い付け提案は、貴金属および貴石の年間計画採掘・生産量に立脚して、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体が一括送付するものとするが、ただし、当該年度に生

産された貴金属および地下資源中から採掘された貴石の選別済み形状の量が、申告済みの貴金属の採掘・生産量および貴石の採掘量を上回る場合はこの限りではない。この場合、買い付け提案は当該の増量から 10 業務日以内に送付する。

連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関ならびに本項第 3 段に記載のある機関が貴金属および貴石を買い付ける優先権を手にする事ができるのは、買い付け提案を受領した日より 10 業務日以内に貴金属および貴石の買い付け意思を示す通知を、書面をもって送付し、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体との間で、買い付け提案を受領した日より 20 業務日以内に互恵的条件において売買契約を締結した場合のみとする。

貴金属および貴石の買い付けに係る優先権を放棄する場合、全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関または本項第 3 段に記載のある機関は、貴金属および貴石の買い付けに係る優先権の放棄を示す通知を、買い付け提案を受領した日より 10 業務日以内に送付しなければならない。

一方当事者または両当事者による貴金属および貴石の売買契約の条件の不履行は、本連邦法第 21 条およびロシア連邦民法典に定めのある結果を招くものである。

ロシア連邦の需要の充足を目的とする場合には例外的に、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体は、全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関による貴金属および貴石の買い付けに係る優先権の放棄を示す通知の有無にかかわらず、ロシア連邦大統領の決定に基づき、規格に適合した形状の精錬済み貴金属、ならびに地下資源中から採掘され選別された形状の貴石の、ロシア連邦貴金属・貴石国家ファンドの補填を目的とした義務的供給を遂行する。全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関は、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体との間で、ロシア連邦大統領の決定に定めのある量、期日、および条件において、貴金属および貴石のしかるべき売買契約を締結する義務を負う。

貴金属の採掘・生産主体または貴石の採掘主体と、全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関との間における、貴金属または貴石の義務的供給の遂行に係る貴金属および貴石の売買契約は、ロシア連邦大統領の決定に別段の期日の定めがない限り、前記の決定が採択された日より 1 カ月以内にこれを締結する。

貴金属および貴石の義務的供給に係る支払いは、貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体との間における貴金属および貴石の売買契約に則り、本連邦法第 21 条第 1 項に定めのある規定を踏まえたうえでこれを実施する。

6. ロシア連邦の法令に定めのある方法に則って取得された貴金属および貴石は、連邦所有下、ロシア連邦構成主体の所有下、地方自治体の所有下、ならびに法人および自然人の所有下に置くことができる。貴金属および貴石の所有者は、貴金属および貴石に対しては本連邦法およびロシア連邦民法典に則り自らの所有権を行使するものであるが、貴石の廃棄物に関しては本連邦法が定める制限を受けることなく、ロシア連邦民法典および連邦の法令に則るものとする。

ロシア連邦およびロシア連邦構成主体は、ロシア連邦貴金属・貴石国家基金、ロシア連邦金準備、ロシア連邦構成主体貴金属・貴石基金の補填を目的として、採掘・生産された貴金属および採掘された貴石の所有物としての取得に関する契約を、これらの採掘・生産主体との間で締結する優先権を有する。

7. 貴金属または貴石の所有者である貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体は、これらの販売を自ら遂行するか、もしくはロシア連邦民法典の要件に則り締結した契約に基づき、国内外の市場における貴金属または貴石市場の他の参加者、全権連邦執行権力機関の管轄下にある国家機関、または本条第 5 項第 3 段に記載のある機関に対し、当該の貴金属または貴石を譲渡することができる。

第 4 条 貴金属の採掘・生産主体ならびに貴石の採掘主体

1. 貴金属の採掘、貴石の採掘を遂行することができるのは、本連邦法およびその他の連邦法に定めのある方法に則り、特別許可（ライセンス）を取得した組織のみである。

2. ロシア連邦領内におけるダイヤモンド採掘事業を遂行する組織の管理機関が決定を採択する際に算入

される議決権の大半は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、ならびに外国の市民、市民権を有さない者、および外国法人の（直接的または間接的な）参加なくして創設された組織が保有していなければならない。

3. 小規模採掘は、ダイヤモンドを除く貴金属および貴石の採掘にあたり、組織的・法的形態の如何によらず、採掘業者組合をはじめとするあらゆる組織がこれを適用することができる。小規模採掘とは、従業者が常住居所を4カ月以上離れる形で行われる貴金属および貴石の採掘に係る業務の組織化手法のことを言う。この際、前記の業務が行われる現地における社会インフラ施設の構築および維持に対しては、しかるべき予算からの費用支出は行わない。国は貴金属および貴石の小規模採掘を奨励する。

4. 貴金属の精錬を遂行することができるのは、ロシア連邦政府が承認するリストにある組織のみである。

5. 貴金属および貴石の採掘に係る事業の遂行に係る法人の権利は、しかるべきライセンスを取得した時点より発生し、その効力が失われる時点まで有効である。

第IV章 国による許可制度

第15条 貴金属および貴石の鉱床の地質調査と探鉱、 ならびにこれらの採掘分野におけるライセンスの交付

1. ロシア連邦では、貴金属および貴石の鉱床の地質調査と探鉱、ならびにこれらの採掘は、ライセンスに基づきこれを遂行する。

2. 貴金属および貴石を含有する地下資源鉱区利用ライセンスの交付は、ロシア連邦法「地下資源について」および地下資源利用問題を規制するその他の連邦法に則りこれを遂行する。

3. 本連邦法第4条に記載のある組織は、自らの力をもって、もしくは他の組織との契約に基づいて、貴金属および貴石の採掘を遂行する。複数の組織がこれらの間の契約の枠組みにおいて貴金属および貴石の採掘を行う場合には、当該の組織の各々が、本連邦法およびその他の法令に定めのある業種について必要なライセンスを保有していなければならない。

4. 2019年10月1日より失効—2019年7月26日付連邦法第249-FZ号。

第17条 ライセンス制度の組織的支援

1. 貴金属および貴石の鉱床の地質調査と探鉱、ならびにこれらの採掘分野における事業に対するライセンス交付は、ロシア連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体執行権力機関が、本連邦法、および当該業種の遂行手順を規制するロシア連邦の法令とロシア連邦構成主体の法令に則りこれを遂行する。

2. 連邦国家地下資源ファンド管理機関とその地方機関は、ロシア連邦構成主体執行権力機関との協力のもと、ロシア連邦の地下資源に関する法令に則り、貴金属および貴石の鉱床の地下資源地質調査と探鉱、ならびに貴金属および貴石の採掘を目的として、地下資源鉱区利用ライセンスの交付を遂行する。

3. 削除—2003年1月10日付連邦法第15-FZ号。

3. ロシア連邦中央銀行は、連邦法に則り、貴金属に関する金融機関の銀行業務ライセンスの交付を遂行する。貴金属に関する銀行業務を遂行する権利を付与するライセンスの金融機関への発給手順は、連邦法に則り、ロシア連邦中央銀行がこれを定めるものとする。

5. 削除—2003年1月10日付連邦法第15-FZ号。

第19条 ライセンスの効力の終了、停止、または制限の根拠

1. 貴金属および貴石の鉱床の地質調査と探鉱、ならびにこれらの採掘を目的とした地下資源鉱区利用ライセンスの効力の終了、停止、または制限は、ロシア連邦法「地下資源について」に則りこれを遂行する。

2. 貴金属および貴石の採掘分野の業種に対するライセンスの効力は、以下の場合に限り、当該のライセンスを発給した国家機関が終了、停止、または制限することができる：

- 1) ライセンスの有効期限の満了；
- 2) ライセンスに記載のある業種の影響が及ぶ域内で労働または居住する人々の生命もしくは健康に対する直接的な脅威の発生；
- 3) ライセンス条件への違反；
- 4) 法令に定めのある規則および規範に対するライセンス保有者による違反；
- 5) 非常事態の発生；
- 6) 組織の清算；
- 7) ライセンス保有者が所定の期日中に、ライセンスに規定のある事業の遂行に着手しなかった場合；
- 8) 削除—1999年3月31日付連邦法第66-FZ号；

8) 申請済みの事業が、ロシア連邦の国際条約に基づく国の義務に違反しているか、もしくはその履行を不可能とする場合。ロシア連邦の国際条約に基づく国の義務がライセンスの発給後に発生した場合、国は、申請済みの事業の終了に伴い生じる損害を補償する。その他の場合、ライセンスの効力の終了、停止、または制限は、ライセンス保有者との調整合意に基づく場合か、もしくは裁判所の決定に基づく場合に許容される。

3. ライセンス保有者は、ライセンスの効力の終了、停止、または制限について、当該のライセンスを発給した国家機関から書面による通知を受ける。

ライセンスの効力の終了、停止、または制限に関する決定に対しては、裁判所に異議を申し立てることができる。採択された決定を不当と認めた場合、裁判所は、ライセンス保有者に生じた損害の賠償額及び賠償方法を定めることができる。